

○鹿部町スポーツ振興補助金交付要綱

令和4年10月27日

教育委員会要綱第6号

改正 令和6年3月25日教委要綱第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民(鹿部町に住所を有する者。以下同じ。)がスポーツ競技に参加する場合における経費の一部を予算の範囲内において補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。なお、その交付に関しては、鹿部町補助金等交付規則(昭和57年規則第8号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において対象競技とは、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体(教育委員会を含む。)が主(共)催する競技
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会及び同協会に加盟する単位団体が主(共)催する競技
- (3) 公益財団法人北海道スポーツ協会及び同協会に加盟する単位団体が主(共)催する競技
- (4) 前各号に掲げるいずれかの団体が構成員となっている実行委員会組織が主(共)催する競技
- (5) 国民スポーツ大会
- (6) 青少年の健全育成及びスポーツの振興に資するため、教育長が特に必要と認める競技

2 前項各号に規定する競技の種目は、陸上競技、野球、柔道、サッカー、バレーボール、バスケットボール、ソフトボール、卓球、バトミントン、水泳、スキー、ラグビー、剣道、テニス、ハンドボール及びその他教育長の認める種目とする。

(補助の範囲)

第3条 この要綱に基づき補助する範囲は、前条の規定に該当する地区予選大会において出場資格を得て出場する全道大会及び全国大会(職場対抗等公共性、公益性のないものを除く。)とする。

2 補助の対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 前項の出場資格を有する団体若しくは個人又は青少年の健全育成及びスポーツの振興に資するため、教育長が特に必要と認める団体若しくは個人。ただし、鹿部町立学校児童生徒の対外競技参加経費補助規程(平成8年教育委員会規程第1号。以下「規程」

という。)にて補助を受けた者を除く。

- (2) 公益財団法人北海道スポーツ協会より国民スポーツ大会出場通知のあった団体又は個人

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、規程第4条の定めるところによる。

(補助額等)

第5条 補助額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、前条に規定する補助対象経費が補助額より少ない場合は当該経費を限度とし、主催団体等から参加経費の全部又は一部助成がある場合は、補助対象経費からその助成額を差し引いた額とする。

- (1) 全道大会に出場する者 30,000円
- (2) 全国大会に出場する者 70,000円
- (3) 国民スポーツ大会に出場する者 50,000円

2 補助の対象となる算定人員は、選手は20名、監督等は2名を限度とし、選手が1名の場合は監督等も1名とする。

(補助の回数)

第6条 補助の回数は、前条第1号及び第2号の場合は、同一年度においてそれぞれ2回までとし、同条第3号の場合は、年1回とする。

(申請の手続)

第7条 補助を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、鹿部町スポーツ振興補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の書類を添付し教育長を経て町長に申請しなければならない。ただし、第2条第5号に規定する競技に出場する補助申請者については、鹿部町スポーツ協会が申請できるものとする。

- (1) 補助を受けようとする競技の開催要項等
- (2) 競技参加実績(予定)経費内訳書(様式第2号)
- (3) 競技参加者名簿(様式第3号)
- (4) その他教育長が必要とする書類

(補助の決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、その交付を決定し、鹿部町スポーツ振興補助金交付決定通知書(様式第4号)により補助申

請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 この要綱に基づく補助金の交付を受けた者は、補助の対象となる当該大会の終了後速やかに鹿部町スポーツ振興補助金実績報告書(様式第5号)により教育長を経て町長に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則(令和6年3月25日教委要綱第9号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

鹿部町スポーツ振興補助金交付申請書兼請求書

競技(大会) の名称			
開催期日	年	月	日
開催場所			
参加人数	名（選手 名、監督等 名）		
経費総額	金		円
補助金の 交付申請額 (請求額)	金		円
<p>鹿部町スポーツ振興補助金交付要綱に基づき、上記のとおり補助金の交付を受けたいので関係書類を添付して申請(請求)します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 申 請 者 (請求者) 氏 名 ㊟</p> <p>鹿部町長 様</p>			
振 込 金 融 機 関	金融機関名		
	口座名義人		口座番号
付 記 事 項	関係書類を添付すること。		

様式第2号（第7条関係）

競技参加実績（予定）経費内訳書

区 分	算出内訳書	金 額
交通費	JR等運行区間 駅から 駅まで 円× 人＝	円
	航空機運行区間 空港から 空港まで 円× 人＝	円
	バス運行区間 から まで 円× 人＝	円
	その他	円
宿泊料	円× 泊× 人＝	円
食糧費	円× 食× 人＝	円
参加料	円× 人（チーム）＝	円
雑 費		円
	合 計	円

様式第3号（第7条関係）

競技参加者名簿

	氏名	区分	年齢	住所	電話番号
1		選手・監督等	歳	鹿部町	
2		選手・監督等	歳	鹿部町	
3		選手・監督等	歳	鹿部町	
4		選手・監督等	歳	鹿部町	
5		選手・監督等	歳	鹿部町	
6		選手・監督等	歳	鹿部町	
7		選手・監督等	歳	鹿部町	
8		選手・監督等	歳	鹿部町	
9		選手・監督等	歳	鹿部町	
10		選手・監督等	歳	鹿部町	
11		選手・監督等	歳	鹿部町	
12		選手・監督等	歳	鹿部町	
13		選手・監督等	歳	鹿部町	
14		選手・監督等	歳	鹿部町	
15		選手・監督等	歳	鹿部町	
	合 計		名	（選手 名、監督等 名）	
	地区大会等の経過 及び成績・記録				

様式第4号（第8条関係）

鹿部町スポーツ振興補助金交付決定通知書		第 号
補助金 交付決定額	金 円	
申請者	住所	
	氏名	
鹿部町スポーツ振興補助金交付要綱に基づき、上記金額のとおり補助金の交付が決定したので通知します。なお、裏面の事項をお承知ください。		
年 月 日		
		鹿部町長 印
奨励金の 支払方法		

参考

(鹿部町補助金等交付規則第6条)

- 1 補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合においては、町長の承認を受けなければならない。ただし軽微な変更は除く。
- 2 補助事業等の内容の変更をする場合においては、町長の承認を受けなければならない。ただし軽微な変更は除く。
- 3 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は遂行が困難となった場合は、すみやかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 5 補助事業等が完了したときは、すみやかに補助事業等実績報告書を町長に提出しなければならない。
- 6 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付決定の内容及びこれに附した条件に基づき善良な管理のもとで遂行しなければならない。いやしくも他の用途に使用してはならない。
- 7 補助事業者等が補助金等を他の用途に使用し、又は補助事業等に関し、補助金等の交付決定内容、又は条件その他法令に違反したときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 8 補助金等の返還を命ぜられたときは、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金等交付額につき年10.95%の割合の違約加算金を町に納入しなければならない。
- 9 補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日まで納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合の違約延滞金を町に納付しなければならない。
- 10 補助金等にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿、及び書類を備え、補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 11 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を町長の承認を受けないで処分してはならない。

様式第5号（第9条関係）

鹿部町スポーツ振興補助金実績報告書

指令年月日 及び番号	年 月 日 付	第 号指令	
競技(大会) の名称			
開催期日	年 月 日 ~	年 月 日	
開催場所			
参加人数	名 (選手 名、監督等 名)		
受領済補助額 (A)	執行済補助対象経費 (B)	払戻額 (A-B)	備 考
円	円	円	円
このことについて、実績報告します。			
年 月 日			
補助事業者等名 住 所			
氏 名 ㊟			
鹿部町長 様			
付 記 事 項	・様式第2号（第7条関係）競技参加実績経費内訳書を添付すること。 ・補助対象経費のうち、補助金交付決定額以上の支出を確認することができる書類(領収書等)を添付すること。		

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第9条関係)